

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

事 務 分 掌

| 課 | 係 | 業 務 の 内 容 |
|-----|-----|--|
| 総務課 | 総務係 | (1) 広域連合長及び副広域連合長の秘書に関する事。 (2) 広域連合の組織及び権限の配分に関する事。 (3) 陳情、請願及び苦情の受付並びにその処理に関する事。 (4) 職員の任免、配置、分限及び賞罰その他身分に関する事。 (5) 職員の定数に関する事。 (6) 職員の服務に関する事。 (7) 職員の旅費の支給に関する事。 (8) 職員の研修に関する事。 (9) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。 (10) 職員の公務災害に関する事。 (11) 工事の入札及び請負契約に関する事。 (12) 物品の購入及び修理の契約に関する事。 (13) 公有財産に関する事務の総括に関する事。 (14) 庁内取締り及び保安に関する事。 (15) 公印の管守に関する事。 (16) 条例、規則、規程等の審査及び公布に関する事。 (17) 例規類集の編集及び管理に関する事。 (18) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。 (19) 広報活動の総合調整に関する事。 (20) 総合的な広報刊行物の編集及び発行に関する事。 (21) 文書の收受、配付、発送及び管理に関する事。 (22) 印刷機器の管理保全に関する事。 (23) 不服申立て及び訴訟に関する事。 (24) 議会の招集及び提出議案の作成に関する事。 (25) 選挙管理委員会に関する事。 |

| | | |
|---------|---------|--|
| | | <p>(26) 監査委員に関すること。</p> <p>(27) 広域計画の立案及び推進に関すること。</p> <p>(28) 議会その他諸会議の運営に関すること。</p> <p>(29) 課の庶務に関すること。</p> <p>(30) 他の課及び係に属しないこと。</p> <p>(31) その他広域連合の庶務に関すること。</p> |
| | 企画財政係 | <p>(1) 財政計画及び財務諸調査に関すること。</p> <p>(2) 予算の編成に関すること。</p> <p>(3) 予算の配当並びに執行の調査及び調整に関すること。</p> <p>(4) 一時借入金に関すること。</p> <p>(5) 交付金、負担金及び補助金に関すること。（延滞金、還付金及び還付加算金に関するものを除く。）</p> <p>(6) 決算及び財政事情の公表に関すること。</p> <p>(7) 広域連合の会計事務に関すること。</p> <p>(8) 統計に関すること。</p> <p>(9) 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関すること。</p> |
| 情報システム課 | 情報システム係 | <p>(1) 後期高齢者医療制度に係る電算・ネットワークに関すること。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度システムに関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関係帳票類に関すること。</p> <p>(4) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(5) 電子計算機の管理及び運営に関すること。</p> <p>(6) 情報の保護及び管理に関すること。</p> <p>(7) 社会保障・税番号制度に関すること。</p> |
| 資格保険料課 | 資格係 | <p>(1) 被保険者の資格の取得又は喪失に関すること。</p> <p>(2) 被保険者証等の発行に関すること。</p> <p>(3) 被保険者台帳の管理に関すること</p> <p>(4) その他被保険者の資格に関すること。</p> |
| | 保険料係 | <p>(1) 保険料率に関すること。</p> <p>(2) 保険料の賦課に関すること。</p> <p>(3) 保険料の収納管理に関すること。</p> <p>(4) 保険料の減免及び徴収猶予に関すること。</p> <p>(5) 保険料の収納対策及び徴収事務に関すること。</p> <p>(6) 延滞金、還付金及び還付加算金に関すること。</p> <p>(7) その他保険料に関すること。</p> <p>(8) 課の庶務に関すること。</p> |
| 給付課 | 給付第1係 | <p>(1) 後期高齢者医療制度に係る医療給付に関すること。</p> <p>(2) レセプトの審査・点検に関すること。</p> <p>(3) 第三者行為及び労災に係る求償に関すること。</p> |

| | | |
|--|------------|--|
| | 給付第 2 係 | (4) 後期高齢者医療給付費に係る不正・不当利得及び診療報酬の返還請求に関する事 (5) 医療費の適正化（療養費の適正化を含む。）に関する事 (6) 課の庶務に関する事 |
|--|------------|--|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。